

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日

議会運営委員会委員長 とう まなみ

長崎県議会議長 徳永 達也 様

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長崎県議会委員会条例（昭和 38 年長崎県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(委員会の開催方法の特例)</p> <p>第 10 条の 2 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、第 32 条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)</u>によって、<u>委員会を開会することができる。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、委員は、当該委員会でオンラインによる方法によって発言その他の行為をするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法によって発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(委員会の開催方法の特例)</p> <p>第 10 条の 2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要がある場合又はその他の事情がある場合において、委員会の招集場所への招集が困難であると認めるときは、第 32 条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法(以下「オンライン」という。)</u>を活用して<u>委員会を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、オンラインにより委員会に参加することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の許可を得て、委員が、オンラインにより委員会に参加したときは、第 13 条及び第 14 条第 1 項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p>4 略</p>
<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 29 条において同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第 25 条 略</p>

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第 29 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(委員会の会議録)

第35条 略

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該会議録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、署名又は押印については、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 37 条 第 11 条、第 20 条、第 33 条第 2 項及び第 34 条第 1 項の規定により行われる通知については、この条例の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 29 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りではない。

(委員会の会議録)

第35条 略

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

議会手続のオンライン化を内容とする地方自治法等の改正に伴い所要の改正を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。